



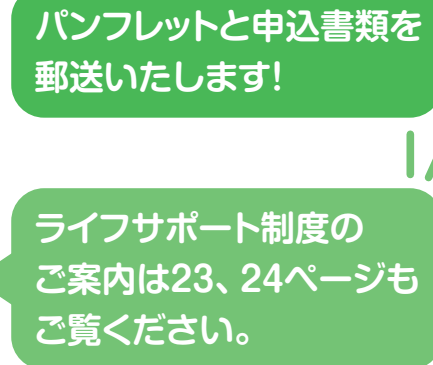
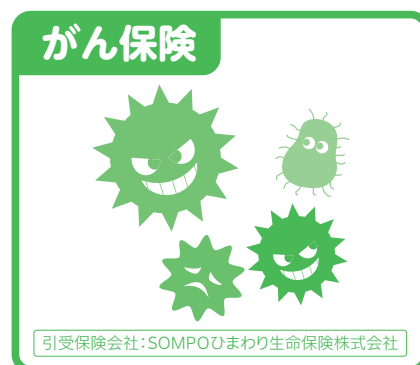
日本消化器内視鏡学会会員の皆さまへ

ライフサポート制度

先生とご家族の毎日の生活を安心サポート!!



必要な補償に合わせて組み合わせ自由!



お問い合わせ先

<取扱保険代理店>

損害保険
生命保険 **KAITO** 株式会社カイトー
ドクター営業部

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-2-6

E-MAIL: med-jges@kaito.co.jp

TEL: 03-3369-8811 / FAX: 03-3369-8851

受付時間 平日午前9時から午後5時



<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL: 050-3808-5528

※電話番号が変更になりました

受付時間 平日午前9時から午後5時

(SJ25-09145 2025.11.18)

<引受保険会社>がん保険 医療保険

SOMPOひまわり生命保険株式会社

〒100-8963 東京都千代田区霞が関3-7-3 損保ジャパン霞が関ビル
TEL: 03-6742-3111 (代表)

HL-P-B1-25-00515 (使用期限: 2027.10.31)



一般社団法人 日本消化器内視鏡学会

開業医の皆さまへ

2026年版

開業医の先生のための 団体保険制度のご案内

団体割引
20%

保険期間

2026年3月1日午後4時から

2027年3月1日午後4時まで 1年間となります。

※ライフサポート制度(所得補償プラン・傷害総合プラン)のみ2026年4月1日午後4時から
2027年4月1日午後4時まで

毎日1日付で
いつでもご加入
できます!

医療業務に係る保険

賠償の高額化!

1. 診療所医師賠償責任保険

- I. 基本となる契約 (医師賠償責任保険)
- +
- II. 2個のオプション

団体割引
20%

単独でも
ご加入できます。

2. 診療所サイバー保険

サイバー攻撃!
情報漏えい!

3. クレーム対応費用保険

悪質な口コミ!

4. 産業医・学校医等嘱託医活動賠償責任保険

病気・ケガに備える保険

5. ライフサポート制度

持病のある方も
ご加入できる
可能性があります!

- ・所得補償プラン ・傷害総合プラン →引受保険会社: 損害保険ジャパン株式会社
- ・がん保険 医療保険 →引受保険会社: SOMPOひまわり生命保険株式会社

開業医の先生のための団体保険制度

医療業務に係る保険

保険名	1. 診療所医師賠償保険 P.2 Ⅰ. 基本となる契約（医師賠償責任保険） Ⅱ. オプション
	2. 診療所サイバー保険 P.11 サイバー攻撃や情報漏えいに備える
	3. クレーム対応費用保険 P.15 悪質な口コミやクレーマーに備える
	4. 産業医・学校医等嘱託医活動賠償責任保険 P.18 医療事故以外の賠償に備える ※「Ⅰ. 基本となる契約」に「Ⅱ. オプション」や「2」「3」「4」をリスクに合わせて追加の上、ご加入ください。
保険期間	2026年3月1日午後4時から2027年3月1日午後4時まで1年間 ※毎月1日付でいつでもご加入可能！
保険契約者	一般社団法人 日本消化器内視鏡学会

加入方法	新規加入	中途加入
	1) 加入申込書「診療所医師賠償責任保険加入依頼書（P26）」のご提出 取扱保険代理店（株）カイトー必着（FAX、メール可） 2) 保険料のお支払い（銀行振込のみ）	
1) 加入申込締切日	2026年2月27日（金）までに	毎月月末（翌月1日より補償開始）
2) 保険料お支払締切日	・銀行振込 2026年2月27日（金）着金締切	・銀行振込 毎月月末着金締切（翌月1日より補償開始）
振込先	みずほ銀行 東京中央支店 1924608 日本消化器内視鏡学会 ※ご依頼人は会員本人の氏名でお振込みください。 ※振込手数料はご依頼人のご負担となっております。	

病気・ケガに備える保険

5. ライフサポート制度

所得補償プラン

傷害総合プラン

がん保険

医療保険

先生やご家族の病気やケガに備える保険です。（P.23～24参照）
詳しい内容については、本パンフレットとは別のパンフレットをご用意していますので、
取扱保険代理店（株）カイトーまで資料請求ください。



送付先

取扱保険代理店 株式会社カイトー ドクター営業部
〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-2-6
TEL: 03 (3369) 8811 FAX: 03 (3369) 8851
E-mail: med-jges@kaito.co.jp TEL受付時間/平日午前9時から午後5時まで



メールはこちら

1. 診療所医師賠償責任保険

団体割引

20%

保険の概要

診療所の開設者にご加入いただく保険です。医療事故に関する賠償責任保険と医療施設管理上の欠陥・給食等の事故に関する賠償責任保険がセットになっており、医業の安定経営のために必要不可欠の内容となっております。
更に診療所の実態やリスクに合わせてオプションを選択できます。

Ⅰ. 基本となる契約（医師賠償責任保険）

P.2

医療事故に備える

医師特約の概要

被保険者またはその使用人、その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、患者に身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生した場合において、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

医療施設管理上の不備の賠償に備える

医療施設特約の概要

保険期間中に医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体の障害や財物の損壊が発生したこと、また業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

Ⅱ. オプション

P.7

- ①勤務医師包括担保追加条項 P.7
ご加入医療施設の業務における勤務医の方個人の賠償責任を補償します。
- ②看護職賠償責任保険（包括契約） P.9
ご加入医療施設の業務における看護職の方個人の賠償責任を補償します。

Ⅰ. 基本となる契約（医師賠償責任保険）

この保険にご加入いただけるのは

次の条件にすべて合致する場合にご加入いただけます。

- ① 日本消化器内視鏡学会の会員であること
- ② 医療施設の開設者（開設者が法人の場合にはその法人の代表者であること）または管理者であること。
- ③ 19床以下の医療施設であること
（医療施設の開設の届出を行っている施設単位でのご加入となります。20床以上の医療施設はご加入になれません。）

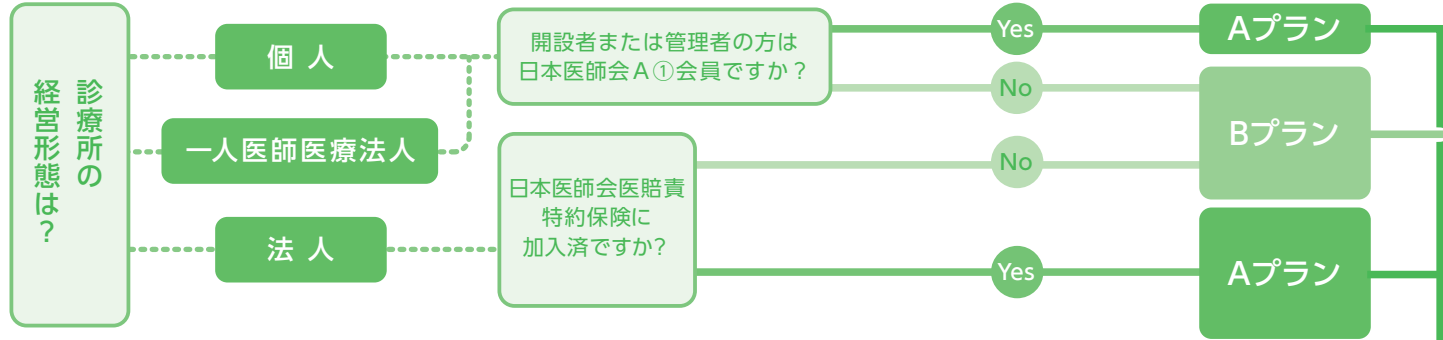
この保険の被保険者（補償を受けられる方は）

開設者または管理者となります（開設者が法人の場合は当該法人のみ）。開設者または管理者以外の医師や看護師の方は被保険者となりません。

※ただし、開設者の業務の補助者である医師（管理者、勤務医師等）、看護師、薬剤師、診療放射線技師、その他使用人が起こした医療事故によって開設者が負担する法律上の賠償責任については補償対象となります。

保険金額(支払限度額)と保険料

●ご加入プランの決め方



⚠️ 上記「●ご加入プランの決め方」を必ずご確認ください。

Aプラン 基本となる契約

●保険金額(お支払いする保険金の支払限度額)と年間保険料 (保険期間1年、一括払、団体割引20%)

加入型		保険金額							年間 保険料
		医療上の事故 (医師特約)		建物・設備の使用管理上の事故 (医療施設特約)			人格権侵害事故		
		自己負担額なし							有床・無床 診療所共通
医師特約	医療施設特約	対人1事故 につき	対人 期間中	対人1名 につき	対人1事故 につき	対物1事故 につき	1名 につき	1事故 期間中	
1型	300B型	100万円	300万円	3億円	30億円	6,000万円	1,000万円	1億円	7,896円
	300型			3億円	6億円	3,000万円			7,456円
	200B型			2億円	20億円	4,000万円			7,616円
	200型			2億円	4億円	2,000万円			7,176円
	100B型			1億円	10億円	2,000万円			7,344円
	100型			1億円	2億円	1,000万円			6,896円

中途加入される場合の保険料

- ・中途加入の場合、毎月末日学会口座に保険料着金分までで締切り、翌月1日午後4時から2027年3月1日午後4時までの保険期間となります。
- ・ご加入方法は銀行振込み(銀行窓口送金、ATM機送金、インターネットバンキング送金)のみとなります。

申込日(締切)			2026/3/末	2026/4/末	2026/5/末	2026/6/末	2026/7/末	2026/8/末	2026/9/末	2026/10/末	2026/11/末	2026/12/末	2027/1/末
補償開始日			2026/4/1	2026/5/1	2026/6/1	2026/7/1	2026/8/1	2026/9/1	2026/10/1	2026/11/1	2026/12/1	2027/1/1	2027/2/1
補償終了日			2027/3/1										
加入型	1型	300B型	7,238円	6,580円	5,922円	5,264円	4,606円	3,948円	3,290円	2,632円	1,974円	1,316円	658円
		300型	6,835円	6,213円	5,592円	4,971円	4,349円	3,728円	3,107円	2,485円	1,864円	1,243円	621円
		200B型	6,981円	6,346円	5,712円	5,077円	4,443円	3,808円	3,173円	2,539円	1,904円	1,269円	635円
		200型	6,578円	5,980円	5,382円	4,784円	4,186円	3,588円	2,990円	2,392円	1,794円	1,196円	598円
		100B型	6,732円	6,120円	5,508円	4,896円	4,284円	3,672円	3,060円	2,448円	1,836円	1,224円	612円
		100型	6,322円	5,746円	5,172円	4,598円	4,022円	3,448円	2,874円	2,298円	1,724円	1,150円	574円

団体割引は、日本消化器内視鏡学会医師賠償責任保険団体契約の前年のご加入実績により決定しています。
次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

Bプラン 基本となる契約

●保険金額(お支払いする保険金の支払限度額)と年間保険料 (保険期間1年、一括払、団体割引20%)

加入型		保険金額							年間 保険料	
		医療上の事故 (医師特約)		建物・設備の使用管理上の事故 (医療施設特約)			人格権侵害事故			
		自己負担額なし							無床 診療所	有床 診療所
医師特約	医療施設 特約	対人1事故 につき	対人 期間中	対人1名 につき	対人1事故 につき	対物1事故 につき	1名 につき	1事故 期間中		
300型	300B型	3億円	9億円	3億円	30億円	6,000万円	1,000万円	1億円	134,344円	154,704円
300型	300型	3億円	9億円	3億円	6億円	3,000万円			133,904円	154,264円
200型	200B型	2億円	6億円	2億円	20億円	4,000万円			107,480円	123,760円
200型	200型	2億円	6億円	2億円	4億円	2,000万円			107,040円	123,320円
100型	100B型	1億円	3億円	1億円	10億円	2,000万円			80,624円	92,816円
100型	100型	1億円	3億円	1億円	2億円	1,000万円			80,176円	92,368円

中途加入される場合の保険料

- ・中途加入の場合、毎月末日学会口座に保険料着金分までで締切り、翌月1日午後4時から2027年3月1日午後4時までの保険期間となります。
- ・ご加入方法は銀行振込み(銀行窓口送金、ATM機送金、インターネットバンキング送金)のみとなります。

申込日(締切)				2026/3/末	2026/4/末	2026/5/末	2026/6/末	2026/7/末	2026/8/末	2026/9/末	2026/10/末	2026/11/末	2026/12/末	2027/1/末
補償開始日				2026/4/1	2026/5/1	2026/6/1	2026/7/1	2026/8/1	2026/9/1	2026/10/1	2026/11/1	2026/12/1	2027/1/1	2027/2/1
補償終了日				2027/3/1										
加入型	300型	300B型	無床	123,149円	111,953円	100,758円	89,563円	78,367円	67,172円	55,977円	44,781円	33,586円	22,391円	11,195円
			有床	141,812円	128,920円	116,028円	103,136円	90,244円	77,352円	64,460円	51,568円	38,676円	25,784円	12,892円
	300型	300型	無床	122,745円	111,587円	100,428円	89,269円	78,111円	66,952円	55,793円	44,635円	33,476円	22,317円	11,159円
			有床	141,409円	128,553円	115,698円	102,843円	89,987円	77,132円	64,277円	51,421円	38,566円	25,711円	12,855円
	200型	200B型	無床	98,523円	89,567円	80,610円	71,653円	62,697円	53,740円	44,783円	35,827円	26,870円	17,913円	8,957円
			有床	113,447円	103,133円	92,820円	82,507円	72,193円	61,880円	51,567円	41,253円	30,940円	20,627円	10,313円
	200型	200型	無床	98,120円	89,200円	80,280円	71,360円	62,440円	53,520円	44,600円	35,680円	26,760円	17,840円	8,920円
			有床	113,043円	102,767円	92,490円	82,213円	71,937円	61,660円	51,383円	41,107円	30,830円	20,553円	10,277円
	100型	100B型	無床	73,905円	67,187円	60,468円	53,749円	47,031円	40,312円	33,593円	26,875円	20,156円	13,437円	6,719円
			有床	85,081円	77,347円	69,612円	61,877円	54,143円	46,408円	38,673円	30,939円	23,204円	15,469円	7,735円
	100型	100型	無床	73,495円	66,813円	60,132円	53,451円	46,769円	40,088円	33,407円	26,725円	20,044円	13,363円	6,681円
			有床	84,671円	76,973円	69,276円	61,579円	53,881円	46,184円	38,487円	30,789円	23,092円	15,395円	7,697円

団体割引は、日本消化器内視鏡学会医師賠償責任保険団体契約の前年のご加入実績により決定しています。
次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

お支払いする保険金の種類は…

次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。

● 医師特約条項

- ① 法律上の損害賠償金 (治療費、休業損害、慰謝料など)
- ② 争訟費用等 (損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

● 医療施設特約条項

- ① 法律上の損害賠償金
 - ・身体賠償事故の場合……………治療費、休業損失、慰謝料など
 - ・財物賠償事故の場合……………修理費、再調達費など※
 - ※修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
 - ・人格権侵害事故の場合……………慰謝料など
- ② 争訟費用等 (損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

この保険では、法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

保険金をお支払いできない場合は…

次のような場合、保険金お支払いの対象となりません。

● 賠償責任保険共通の免責事由

- ① 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任※
- ② 戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これに類似の事変または暴動によって生じた賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
- ④ 記名被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害によって生じた賠償責任
- ⑤ 被保険者と世帯を同じくする親族※ⁿの方に対する賠償責任※
- ⑥ 他人から賃借したり、預かっている財物の損傷事故
- ⑦ 排水または排気 (煙または蒸気を含みます。) によって生じた賠償責任
- ⑧ 被保険者と被保険者以外の第三者との間に損害賠償に関する特別の約定があり、その約定によって加重された賠償責任

※損保ジャパンが保険金を支払わないのはその被保険者が被る損害にかざります。

● 医師特約に関する免責事由

- ① 医療施設 (設備を含みます。)、航空機、車両、自動車 (原動機付自転車を含みます。)、船もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ② 美容を唯一の目的とする医療によって生じた賠償責任
- ③ 医療の結果を保証することによって加重された責任

● 医療施設特約に関する免責事由

医療施設業務担保条項

- ① 被保険者が行った医療によるその医療の対象者の身体障害に起因する賠償責任。
- ② 看護業務などの専門職業業務の遂行による賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは記名被保険者以外の被保険者が被る損害に限ります。
- ③ 医療施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
- ④ 航空機、自動車 (原動機付自転車も含みます。) または医療施設外における船・車両 (原動力がもっぱら人力である場合を除きます。) もしくは動物の所有・使用または管理に起因する賠償責任
- ⑤ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する賠償責任 (放射線照射は、医療放射線を除きます。)

人格権侵害担保条項

- ① 被保険者が行った医療に起因する賠償責任
- ② 被保険者による採用、雇用または解雇に起因して被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ③ 被保険者もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任

④ 被保険者または被保険者の代理人の行為に起因する賠償責任

ご注意

日本医師会 A① 会員以外で診療所医師賠償責任保険に「法人」としてご加入いただいた場合、開設者・管理者の医師がアルバイト等で他の医療施設において行った医療行為は補償対象外です。勤務医師賠償責任保険 (団体割引 20%) へのご加入をご検討ください。詳細は右の二次元コードをご覧ください。



刑事弁護士費用担保追加条項 (医師特約条項用・勤務医師包括担保追加条項用) 追加保険料なしで自動セット

被保険者 (補償の対象となる方) である個人の医師^(注)が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、保険期間中に業務上過失致死傷罪の疑いで送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。(起訴後の費用を含みます。)

(注) 一人医師医療法人の開設者は個人とみなします。

保険金額

1 事故あたりおよび保険期間中の保険金額は **500 万円** となります。
※ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに通用するものとします。
※被保険者の有罪が確定した場合は支払われません。

● 保険金をお支払いする場合

被保険者の医療行為の対象者が、日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に関する弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

なお、次の費用はお支払いの対象外になりますのでご注意ください。

- ① 公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に関する弁護士費用
- ② 弁護士法に基づく活動を逸脱する行為に関する弁護士費用

● 保険期間と保険金をお支払いする場合の関係

この追加条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時^(注)までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金をお支払いします。

(注) 刑の確定時とは、次のいずれかの時をいいます。

- ① 刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時^(注¹)
- ② 裁判所が略式命令を発した時^(注²)
- ③ 第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時^(注³)

(注 1) ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。

(注 2) ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。

(注 3) ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。

● 保険金をお支払いできない主な場合

次の事由に起因する損害

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象

次に掲げる刑事事件に起因する損害

- ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件
 - ② **被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件**
 - ③ 被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件
 - ④ 被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件
 - ⑤ 美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件
 - ⑥ 所定の免許を有しないものが行った医療に起因する刑事事件
- ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。

用語のご説明	
業務上過失致死傷罪	刑法第 211 条第 1 項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致傷罪をいいます。
送検	刑事訴訟法第 203 条第 1 項または同第 246 条に定める検察官に対する事件送検をいいます。
刑事事件	被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。
弁護士費用	被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。
訴訟費用	刑事訴訟費用等に関する法律第 2 条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第 500 条の 2 の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。
親族	※ n ……6 親等内の血族、配偶者 ^{*n+1} または 3 親等内の姻族をいいます。 ※ n + 1 ……婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

診療所医師賠償責任保険 Q&A

Q1 加入の証明はありますか？

A 「一般社団法人 日本消化器内視鏡学会 診療所医師賠償責任保険」にご加入いただきますと、ご加入の証として「加入者証」をお送りします。大切に保管してください。
なお、保険開始から2か月が経過しても「加入者証」が届かない場合には、取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

2026年3月1日保険始期の「加入者証」は、2026年4月下旬頃にお送りします。

Q2 領収証が欲しいのですが…

A 「保険料領収証」につきましては、契約者である「一般社団法人 日本消化器内視鏡学会」宛に発行します。そのため、ご加入いただきました先生には「保険料領収証」を発行することができません。「加入者証」にて代用してください。ご了承くださいますようお願い申し上げます。

Q3 途中で解約したいのですが…

A 前月末までに取扱保険代理店または損保ジャパンにお申し出いただきますと、翌月1日付でご解約が可能です。保険料は月割でご返金します。

その際は必要書類を取扱保険代理店より別途ご案内します。

解約時の
注意点

損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合
解約の申し出をいただく前に書面で損保ジャパンまでご連絡ください*。
ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求が補償の対象となります。
※その原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内にご連絡いただかないと、補償の対象となりません。

Q4 損害賠償請求期間延長担保追加条項とは？

A この保険は損害賠償請求がなされた時点で加入されていなければ補償の対象となりません。
したがって、廃業により保険契約を解約する場合には、損害賠償請求期間延長担保追加条項のセットをお勧めします。この追加条項をセットいただくことにより、保険期間終了前に行った医療行為に起因して、保険期間終了後に損害賠償請求を受けた場合について、保険期間終了後5年もしくは10年にかぎり補償の対象とすることができます。(被保険者が死亡された場合、相続人からその旨をご通知いただくことにより相続人を被保険者としてみなすことができます。ただし、死亡被保険者に関わる損害賠償請求を受けた場合にかぎりです。) 解約のお手続き時にご加入になります。ご加入にあたっては所定のお申込手続きのほか、追加保険料が必要となります。詳細につきましては、取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ポイント

医師特約は、保険期間中に医師等の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いする保険です。したがって廃業により保険を解約した場合、廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、補償の対象とすることができません。
(保険期間中に事故の発生を認識し、損保ジャパンに書面にてご通知いただいている場合にはそのかぎりではありません。前記「解約時の注意点」をご参照ください。)
医療過誤による事故の場合、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまでの間に相当の時間を要する場合が多く、保険期間終了前に行った医療行為に起因する賠償請求が保険期間終了後になされる可能性は否定できません。
廃業により保険契約を解約される場合には、保険期間終了後の賠償請求に備え、ご加入をご検討ください。

Q5 病院は加入できますか？

A この保険に加入できるのは病床数19床以下の診療所となります。病床数20床以上の病院はご加入になれません。

Ⅱ. オプション

① 勤務医師包括担保追加条項

概要

ご加入医療施設の業務における勤務医師の方個人の賠償責任を、無記名で包括的にカバーする追加条項です。
この追加条項を基本となる契約(医師賠償責任保険)と合わせてご加入になることにより、医療施設の開設者の使用人、その他開設者の業務の補助者である医師の方個人を被保険者とすることができます。
※ この追加条項に加入している場合には、勤務医師が個人的に勤務医師賠償責任保険に加入の場合であってもこの追加条項を優先して適用し、損保ジャパンは勤務医師賠償責任保険への求償権を行使しません。
※ この追加条項は加入者証記載の医療施設の使用人以外の方が、その医療施設で行った医療行為についても包括的に補償の対象としているため、被保険者のお名前の確認できる名簿(医師名簿)をご加入医療施設において常時備えつけられておくことが必要となります。
※ 加入型(保険金額)はこの追加条項がセットされる基本となる契約(医師賠償責任保険)の保険金額を上回らないものとします。

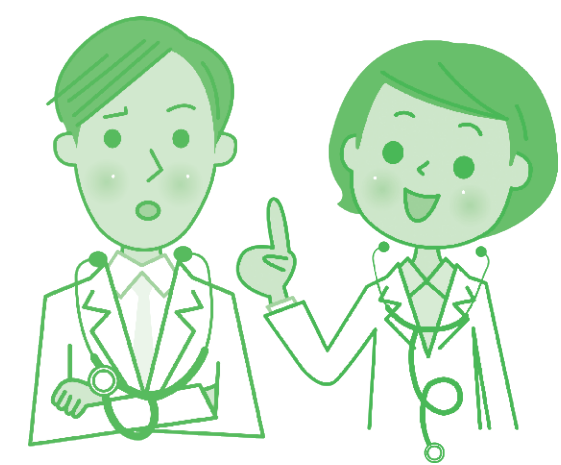
● 保険金額(お支払いする保険金の支払限度額)と年間保険料 (保険期間1年、一括払、団体割引20%)

加入型	保険金額		年間保険料
	医療上の事故 (医師特約)		
	対人 1 事故につき	対人期間中	有床・無床診療所共通
300型	3 億円	9 億円	38,513 円
200型	2 億円	6 億円	30,785 円
100型	1 億円	3 億円	23,057 円
1 型	100 万円	300 万円	1,874 円

● 中途加入される場合の保険料

申込日(締切)		2026/3/末	2026/4/末	2026/5/末	2026/6/末	2026/7/末	2026/8/末	2026/9/末	2026/10/末	2026/11/末	2026/12/末	2027/1/末
補償開始日		2026/4/1	2026/5/1	2026/6/1	2026/7/1	2026/8/1	2026/9/1	2026/10/1	2026/11/1	2026/12/1	2027/1/1	2027/2/1
補償終了日		2027/3/1										
加入型	300型	35,304円	32,094円	28,885円	25,675円	22,466円	19,257円	16,047円	12,838円	9,628円	6,419円	3,209円
	200型	28,220円	25,654円	23,089円	20,523円	17,958円	15,393円	12,827円	10,262円	7,696円	5,131円	2,565円
	100型	21,136円	19,214円	17,293円	15,371円	13,450円	11,529円	9,607円	7,686円	5,764円	3,843円	1,921円
	1型	1,718円	1,562円	1,406円	1,249円	1,093円	937円	781円	625円	469円	312円	156円

団体割引は、日本消化器内視鏡学会医師賠償責任保険団体契約の前年のご加入実績により決定しています。
次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。



② 看護職賠償責任保険(包括契約)

保険の概要

<第1章 看護業務担保条項>

看護職(看護師・准看護師・保健師・助産師)の方の業務(保健師助産師看護師法に定められた業務および介護業務)に起因して、他人の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内で補償します。

※1 保険金のお支払い対象となる事故が発生した場合、その看護職は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその看護職個人の帰責割合(本来負担すべき責任の割合をいいます。)に応じた金額のみをお支払いすることとなります。

※2 保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ保険の対象となります。

※3 ご加入された医療施設の業務を遂行することによって起こった事故のみ保険の対象となります。

<第2章 刑事弁護士費用担保条項>(2024年2月1日以降保険始期契約より)

被保険者の看護業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※次の費用はお支払いの対象外になります。

①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用

②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用

など

被保険者

その医療施設に勤務するすべての看護職の方(過去に勤務していた方を含みます。)

※包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。

この契約方式の場合「看護職の方全員」が補償対象者となり、以下のようなメリットがあります。

1. 加入看護職の方の署名・捺印等が不要です。

2. ご契約内容の変更手続(看護職の方の中途加入、中途脱退等の手続)が不要です。

3. 付保もれ・更改もれの心配が不要です。

4. 過去に退職された看護職の方も対象となります。

お支払いする保険金

<第1章 看護業務担保条項>

① 法律上の損害賠償金(示談・和解による場合でも対象となります。)

▶被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償

② 争訟費用等

▶弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用など(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

<第2章 刑事弁護士費用担保条項>

刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用

など

保険金をお支払いできない主な場合

<第1章 看護業務担保条項>

○次の事由に起因する損害

① 保険契約者・被保険者の故意

② 保健師助産師看護師法に違反して行った業務

③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

④ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象

⑤ 特別な約定により加重された責任

⑥ 海外での医療行為

⑦ 初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に提起を受けた損害賠償請求

※初年度契約とは、2004年4月1日以降最初にご契約される看護職賠償責任保険包括契約をいいます。

など

保険金をお支払いできない主な場合

<第2章 刑事弁護士費用担保条項>

○次の事由に起因する損害

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

② 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象

○次に掲げる刑事事件に起因する損害

① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件

② 被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件

③ 被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件

④ 被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件

⑤ 美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件

⑥ 所定の免許を有しない者が行った看護業務に起因する刑事事件

など

ご契約にあたってのご注意

① ご勤務される看護職の方を一括して契約するため、一部の看護職の方のみを対象とする契約はできません。

② 保険金額等「保険条件」はすべての看護職の方とも同一条件となります。

③ 事故発生時にはその看護職が貴病院(診療所)に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

● 保険金額(お支払いする保険金の支払限度額)と年間保険料 (保険期間1年、一括払、団体割引20%)

加入型	保険金額		年間保険料 (1診療所あたり)
	1 事故	期間中	
K8型	2 億円	6 億円	8,440円
K7型	1 億円	3 億円	7,680円
K5型	5,000 万円	1 億 5,000 万円	6,540円
K4型	3,000 万円	9,000 万円	5,920円

※刑事弁護士費用担保条項の保険金額は、1 事故・保険期間中 500 万円となります。
ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

● 中途加入される場合の保険料

申込日(締切)		2026/3/末	2026/4/末	2026/5/末	2026/6/末	2026/7/末	2026/8/末	2026/9/末	2026/10/末	2026/11/末	2026/12/末	2027/1/末
補償開始日		2026/4/1	2026/5/1	2026/6/1	2026/7/1	2026/8/1	2026/9/1	2026/10/1	2026/11/1	2026/12/1	2027/1/1	2027/2/1
補償終了日		2027/3/1										
加入型	K8型	7,737円	7,033円	6,330円	5,627円	4,923円	4,220円	3,517円	2,813円	2,110円	1,407円	703円
	K7型	7,040円	6,400円	5,760円	5,120円	4,480円	3,840円	3,200円	2,560円	1,920円	1,280円	640円
	K5型	5,995円	5,450円	4,905円	4,360円	3,815円	3,270円	2,725円	2,180円	1,635円	1,090円	545円
	K4型	5,427円	4,933円	4,440円	3,947円	3,453円	2,960円	2,467円	1,973円	1,480円	987円	493円

団体割引は、日本消化器内視鏡学会医師賠償責任保険団体契約の前年のご加入実績により決定しています。
次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

9

10

2. 診療所サイバー保険

サイバー攻撃は思いの外高額な調査費用が…

保険の概要

診療所サイバー保険のみのご加入もできます。

この保険は、医療機関が業務を遂行する過程で生じたサイバー攻撃による電子データ・システムの改ざん・盗難・破損や不正アクセスやUSB・バグ等の紛失による情報漏えい起因する次の損害に対して保険金をお支払する保険です。

※加入者証に記載された施設における医療業務、介護業務または付随業務に起因する事故のみ対象です。

被保険者(補償を受けられる方)

会員が理事長となっている医療法人または開設者・管理者となっている医療施設

お支払いする保険金

賠償責任	対象事由	概要
対象事由①～④の発生に起因して他人に損害を与えた場合の賠償責任・争訟費用	① 情報漏えい・おそれ	被保険者の業務における情報漏えいおよびそのおそれ
事故発生時の各種対応費用	② デジタルコンテンツ不当事由	デジタルコンテンツの使用の結果生じた名誉棄損や、プライバシー侵害、著作権または商標権侵害など
対象事由①～④の発生に起因して生じる「事故の調査」から「解決/再発防止」までの諸費用	③ サイバー攻撃	被保険者のコンピュータシステムに対する不正なアクセスや処理、操作、犯罪行為など
	④ ITユーザー業務	上記①～③以外の被保険者の業務の一環としてのシステムの所有・使用・管理に起因する偶然な事由

サイバー保険の「事故発生時の各種対応費用」ってどんなもの？

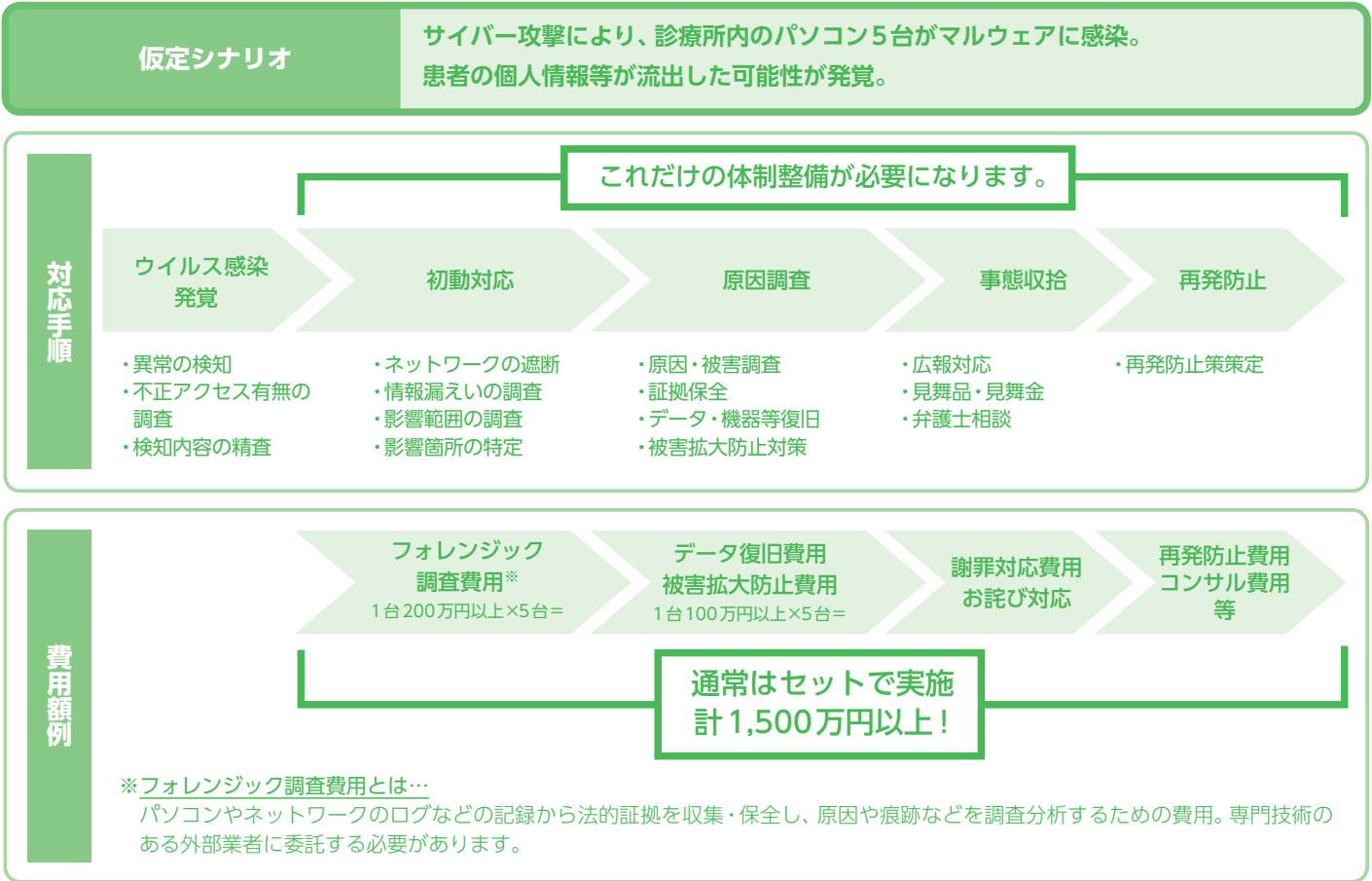
事故対応特別費用 原因調査から事態収拾まで、サイバー事故の対応にあたり必要となる諸費用 対応例 ■調査:事故原因調査・影響調査 ■事態収拾:会見・マスコミ対応・コールセンター設置 ■復旧:データ復旧・情報機器復旧 ■再発防止:コンサルティング	サイバー攻撃対応費用※ サイバー攻撃またはそのおそれに起因して被保険者が支出した諸費用を補償 対応例 ■サイバー攻撃発生の有無の確認のための外部委託費用 ■ネットワークの遮断のための外部委託費用 ■弁護士等の外部の専門家への相談費用
情報漏えい対応費用 情報漏えいまたはそのおそれに起因して被保険者が支出した諸費用 対応例 ■上記の事故対応特別費用 ■被害者への見舞金・見舞品 ■情報漏えいのモニタリング	法令等対応費用 情報漏えいまたはサイバー攻撃によって、公的機関から調査等が行われた場合に、被保険者が支出した諸費用 対応例 ■弁護士・コンサルタント等の専門家への相談費用 ■報告書等の文書作成費用、公的機関への報告にかかる費用 ■証拠収集費用・翻訳費用

※サイバー攻撃対応費用については、サイバー攻撃のおそれが次の①または②のいずれかによって発見された場合にお支払いします。

①公的機関からの通報または公的機関への通報

②被保険者のコンピュータシステムのセキュリティ運用機関を委託している会社等からの通報または報告

サイバー攻撃による情報漏えい事故発生時の対応手順とそれに掛かる費用額例



出典：損保ジャパン調べ

『診療所サイバー保険』の加入タイプ

費用の高額化にあわせたタイプもご用意しております！

※保険金額とは、賠償責任の場合「1 損害賠償請求保険金額」および「総保険金額」を、事故対応特別費用の場合「1 事故保険金額」および「総保険金額」を指します。

※1 加入者毎に、保険期間中に下記「損害賠償」と「事故対応特別費用」でお支払いする保険金の合計額は、「損害賠償」の保険金額(総保険金額)を限度とします。

保険金額(支払限度額)と保険料(有床・無床共通)

(保険期間1年、一括払、団体割引20%)

	加入型	保険金額 (自己負担額なし)		年間保険料 (有床・無床共通)
		損害賠償	事故対応特別費用	
おすすめ	S7	2億円	3,000万円	72,650円
おすすめ	S5	2億円	2,000万円	65,530円
	S4	1億円	1,000万円	55,880円
	S3	5,000万円	500万円	44,610円
	S2	3,000万円	300万円	37,430円

中途加入される場合の保険料

申込日 (締切)	2026/3/末	2026/4/末	2026/5/末	2026/6/末	2026/7/末	2026/8/末	2026/9/末	2026/10/末	2026/11/末	2026/12/末	2027/1/末	
補償開始日	2026/4/1	2026/5/1	2026/6/1	2026/7/1	2026/8/1	2026/9/1	2026/10/1	2026/11/1	2026/12/1	2027/1/1	2027/2/1	
補償終了日	2027/3/1											
加入型	おすすめ S7	66,600円	60,540円	54,490円	48,430円	42,380円	36,330円	30,270円	24,220円	18,160円	12,110円	6,050円
	おすすめ S5	60,070円	54,610円	49,150円	43,690円	38,230円	32,770円	27,300円	21,840円	16,380円	10,920円	5,460円
	S4	51,220円	46,570円	41,910円	37,250円	32,600円	27,940円	23,280円	18,630円	13,970円	9,310円	4,660円
	S3	40,890円	37,180円	33,460円	29,740円	26,020円	22,310円	18,590円	14,870円	11,150円	7,440円	3,720円
	S2	34,310円	31,190円	28,070円	24,950円	21,830円	18,720円	15,600円	12,480円	9,360円	6,240円	3,120円

付帯サービスの概要 (SOMPO リスクマネジメント社提供)

サイバーリスクにおける事前対策サービス

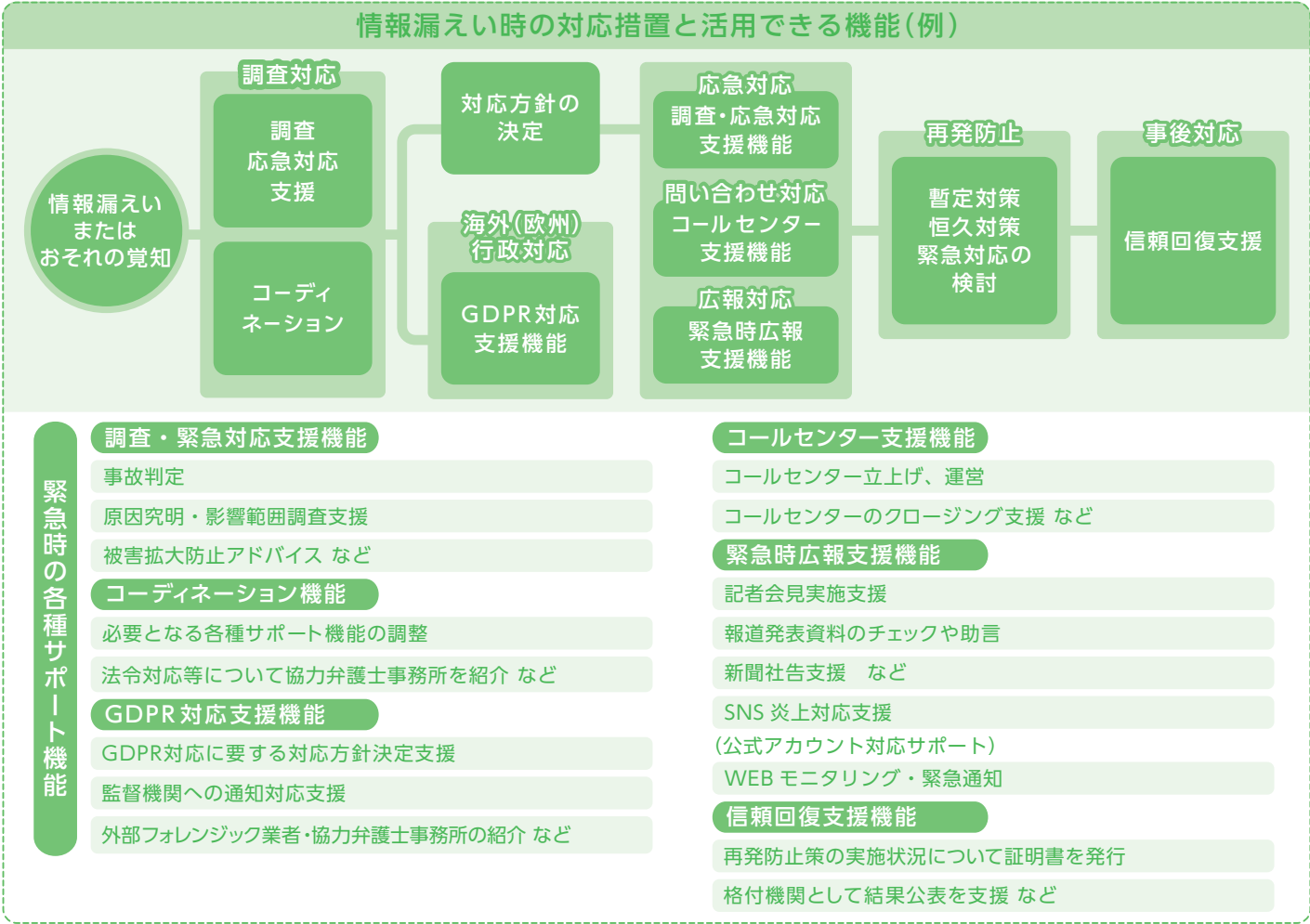
SOMPO リスクマネジメント社では、以下サービスも展開しております。
サービスの詳しい内容につきましては、SOMPO リスクマネジメント社までご照会ください。

サービス名称	概要	費用
①サイバーリスク簡易診断・プラスサービス	病院 (目安:病床数 200 床以上) に対して、サイバーリスク対策として必要な組織体制や技術的な対策などについて、アンケートに基づき診断してレポートを提供するサービスです。	無償
②サイバーセキュリティレベル簡易診断 (クリニック用) 評価レポート	クリニック (診療所・歯科診療所) に対して、サイバーセキュリティの対策状況を簡易的に診断し、レポートを提供するサービスです。	無償
③標的型攻撃メール訓練 <Light プラン>	疑似的な標的型攻撃メールを体験することで、適切な対処方法を身に付け、セキュリティ意識を向上させることを目的とした 無償 で行うサービスです。 <Basic プラン>のお試し版となります。ご利用は 1 回限り・1 社につき 100 通まで。	無償
④標的型攻撃メール訓練 <Basic プラン>	疑似的な標的型攻撃メールを体験することで、適切な対処方法を身に付け、セキュリティ意識を向上させることを目的とした 有償 で行うサービスです。ご利用は 1 年間。発信通数に応じて費用が決まります。	有償

(注) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

事故発生時のサービス (緊急時サポート総合サービス)

「診療所サイバー保険」にご加入いただくと、万が一、サイバー攻撃などによる情報漏えいによって、その事故の公表や患者への謝罪等の対応をしなければならない場合、SOMPO グループのリスクコンサルティング会社である、SOMPO リスクマネジメント (株) を窓口として、「緊急時サポート総合サービス」のご利用が可能となり、ワンストップかつ総合的にサポートします。(ただし、日本国内における利用、かつ診療所サイバー保険で保険金がお支払いできる場合にかぎります。)



3. クレーム対応費用保険（医療業務妨害行為対応費用保険）

保険の概要

被保険者が第三者から過度なクレーム行為を受けた場合に、そのクレームへ対応する際の円満な解決をサポートする保険です。損保ジャパンが指定する専門相談窓口（クレームコンシェル）による相談、アドバイス等のサービスを無料で受けることができます。また、損保ジャパンの承諾のもと弁護士による法的対応を行う場合に係る費用を保険金としてお支払いします。

クレームコンシェルへの相談件数も年々増えてきています！

UP!

悪質な口コミ…

モンスターペイシエント…

クレームが増えてきたなあ…

被保険者（補償を受けられる方）

会員が理事長となっている医療法人または開設者・管理者となっている医療施設

お支払いする保険金

弁護士費用保険金：相談料、着手金、報酬金、手数料、訴訟費用、その他弁護士が委任事務処理を行ううえで必要な費用。
※日当、顧問料は含まれません。損保ジャパンの事前承認が必要です。

クレーム行為とは

被保険者の業務に対して、他人が被保険者に暴行、脅迫、強要、威力、セクシャルハラスメント、不退去、偽計、風説の流布を行うことをいいます。
※他人とは被保険者以外の者をいいます。

想定される主なクレーム事例

- ◆インターネットに悪質な口コミを載せられて風評被害が発生したので削除要請したい。
- ◆待ち時間が長いことに腹を立てた患者が、職員に暴行し傷害を負わせたので損害賠償請求したい。
- ◆医学的に根拠のない内容の診断書を書くように脅され拒否したところ、診療所へ押しかけ「大声を出す」「居座る」などの業務妨害を受けているので止めさせたい。

保険金額（支払限度額）と保険料

		〔保険期間1年、一括払〕		
自己負担金額 縮小支払割合	プラン	クレーム300万	クレーム200万	クレーム100万
		1事故300万円 期間中900万円	1事故200万円 期間中600万円	1事故100万円 期間中300万円
診療所（1施設あたり）		30,000円	25,000円	20,000円

・診療所：病床がない、もしくは1～19床の病床を有する医療施設

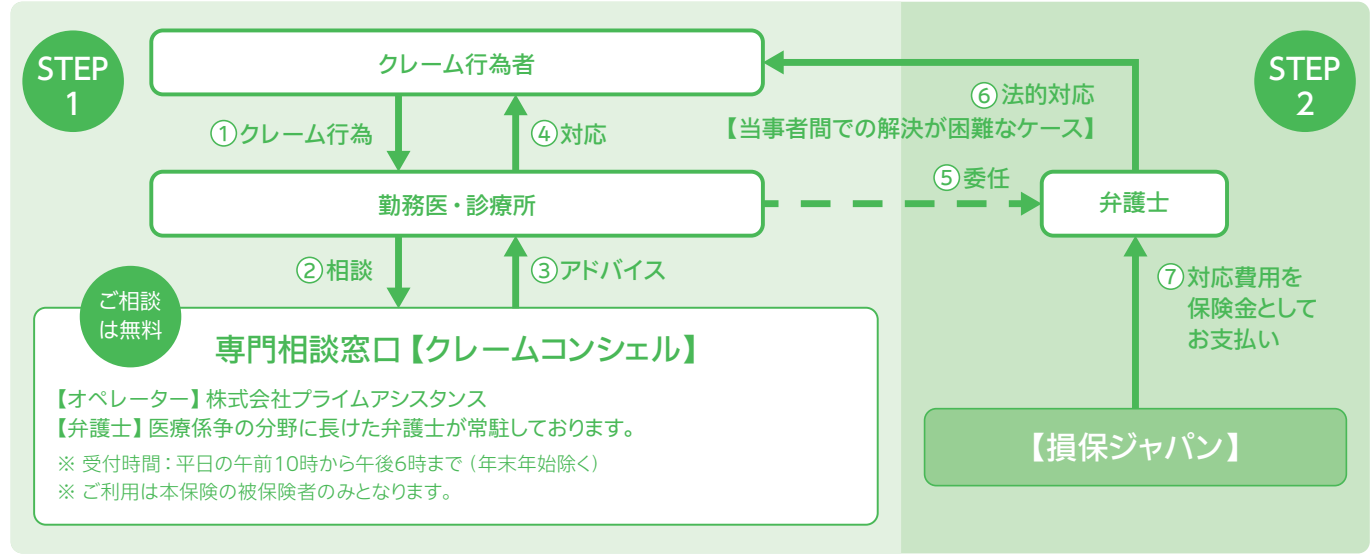
お支払いする保険金＝（弁護士からの請求費用－自己負担額1万円）×90％
※弁護士からのご請求費用とお支払いする保険金の差額は、お客さま自身でのご負担となります。

中途加入される場合の保険料

- ・中途加入の場合、毎月末日学会口座に保険料着金分までで締切り、翌月1日午後4時から2027年3月1日午後4時までの保険期間となります。
- ・ご加入方法は銀行振込み（銀行窓口送金、ATM機送金、インターネットバンキング送金）のみとなります。

	申込日(締切)	2026/3/末	2026/4/末	2026/5/末	2026/6/末	2026/7/末	2026/8/末	2026/9/末	2026/10/末	2026/11/末	2026/12/末	2027/1/末	
	補償開始日	2026/4/1	2026/5/1	2026/6/1	2026/7/1	2026/8/1	2026/9/1	2026/10/1	2026/11/1	2026/12/1	2027/1/1	2027/2/1	
	補償終了日	2027/3/1											
おすすめ	クレーム 300万(支払限度額 1事故 300万円・期間中 900万円)												
	診療所	1施設あたり	27,500円	25,000円	22,500円	20,000円	17,500円	15,000円	12,500円	10,000円	7,500円	5,000円	2,500円
	クレーム 200万(支払限度額 1事故 200万円・期間中 600万円)												
	診療所	1施設あたり	22,920円	20,830円	18,750円	16,670円	14,580円	12,500円	10,420円	8,330円	6,250円	4,170円	2,080円
	クレーム 100万(支払限度額 1事故 100万円・期間中 300万円)												
	診療所	1施設あたり	18,330円	16,670円	15,000円	13,330円	11,670円	10,000円	8,330円	6,670円	5,000円	3,330円	1,670円

もしもクレームを受けたら…



STEP 1 クレームコンシェルに相談（①～④）

- 対象のクレームが発生した場合、クレームコンシェルにご相談ください。
- クレーム対応のプロが対応方法についてアドバイスをさせていただきます。
クレームコンセルの問合せ電話番号は、加入者証に掲載します。
お電話の際にはご契約状況がわかる加入者証をお手元にご用意ください。

【ご注意】

- ・クレームコンセル内弁護士からは、一般的な法律相談や法制度上の助言をいたします。（個別具体的に法的な助言は行いません。）
- ・クレームコンセル内弁護士との1回のご相談時間の目安は15分とさせていただきます。
- ・保険契約前に発生しているクレームや、患者さまの身体障害に関する賠償請求など医師賠償責任保険の対象となる相談は対象外です。
- ・医療事故等の場合は、損保ジャパン（P20参照）にご連絡をお願いします。

STEP 2 弁護士に対応依頼（⑤～⑦）

- クレームコンセルが当事者間での解決困難と判断した案件については、弁護士への委任をお勧めさせていただきます。
- 弁護士の対応に係る費用は保険金としてお支払いすることが可能です。

【ご注意】 弁護士費用を保険金としてお支払いするのは、クレームコンセルに相談があったうえで、保険会社が承諾した場合のみとなります。



保険金をお支払いできない場合は…

以下の事由により発生した費用はお支払いできません。

- ① 保険契約が初年度契約である場合において、保険期間の開始時より前に被保険者がクレーム行為を被った場合、または被るおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合
- ② この保険契約が継続契約である場合において、初年度契約の保険期間の開始時より前に被保険者がクレーム行為を被った場合、または被るおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合
- ③ 次のア.またはイ.に掲げる者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、イ.に掲げる者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって損害が生じた場合において、他の者が受け取るべき金額については、この規定を適用しません。
ア.保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人
イ.保険金を受け取るべき者またはその法定代理人でア.に掲げる者以外の者
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑤ 地震、噴火またはこれらによる津波
- ⑥ 核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦ 被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ⑧ クレーム行為を行った者に対して、被保険者が損害賠償請求を行うことによって生じた損害
- ⑨ クレーム行為を行った者に対して、被保険者の債権を回収することによって生じた損害
- ⑩ 医師賠償責任保険契約により保険金が支払われるべき損害
- ⑪ 美容を唯一の目的とする医療によって生じた損害
- ⑫ 所定の免許を有しない者（所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師を除きます。）が遂行した医療によって生じた損害

など

用語のご説明	
クレーム行為	被保険者が日本国内で行った業務に対して、他人が補償対象者に暴行、脅迫、強要、威力、セクシャルハラスメント、不退去、偽計、風説の流布を行うことをいいます。
クレームコンシェル	損保ジャパンが指定するクレーム行為を解決するための相談窓口をいいます。
実費	収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用その他弁護士が委任事務処理を行ううえで支払いの必要が生じた費用をいいます。
調査費用	翻訳料、調査料等の費用をいいます。

4. 産業医・学校医等嘱託医活動賠償責任保険

日本医師会にて、同内容の団体制度がすでに存在するため、日本医師会A会員は加入対象外となり、日本医師会A会員以外の医師が加入対象となります。また、損保ジャパンで医師賠償責任保険に加入されていることが加入条件となりますので、ご注意ください。

保険の概要

この保険は、嘱託医として行う行為のうち、医療行為以外の活動において不測の事故が発生し、損害賠償請求がなされたことで被保険者が被る損害について、保険金をお支払いします。以下①～④の活動をする医師を、総称で「嘱託医」と呼びます。

- ① 労働安全衛生法により定められた産業医
- ② 国家公務員法・人事院規則により定められた健康管理医
- ③ 学校保健安全法により定められた学校医
- ④ 児童福祉法により定められた保育所等の嘱託医



医師賠償責任保険は、医療行為に起因する患者の身体障害に対してのみ保険金をお支払します。そのため、提供業務や賠償請求の内容によっては、医師賠償責任保険では対象とならないケースがあります！
医師賠償責任保険（別売）と産業医・学校医等嘱託医活動賠償責任保険にご加入いただくことで、医療行為の有無にかかわらず、嘱託医の活動にかかわるリスクを総合的にカバーすることができます。



被保険者（補償を受けられる方）

会員が理事長となっている医療法人または開設者・管理者となっている医療施設

お支払いする保険金

- ① 法律上の損害賠償金……………被害者の治療費、休業損害、逸失利益、慰謝料など
- ② 争訟費用等……………訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停に要する費用など
（ただし、損保ジャパンの事前承認が必要です。）

産業医の職務遂行における責任について《想定される事例》

	事 例
①	うつ病で休職した従業員が主治医から復職可能と診断されたにもかかわらず、産業医が復職を認めなかったため退職させられた。その従業員から退職させられたのは不当として損害賠償請求を受けた。
②	顧問先企業で過労を訴える従業員との面談を実施した。労働時間の調整などの助言をしなかったため、その従業員が死亡。政府労災により過労死認定がされたため、遺族から産業医として適切な対応を行っていなかったとして、損害賠償請求を受けた。
③	嘱託医契約を結んだ事業所の定期健康診断で、従業員から HIV 感染をしている旨の相談を受けた。嘱託医は本人に無断でその情報を事業所へ報告したところ、事業所は HIV であることを理由に、その従業員を解雇した。その後、従業員より損害賠償請求を受けた。
④	顧問先企業で過労を訴える従業員との面談で、他の顧問先の企業状況と比較して問題ない旨を回答した。その従業員が労基署に相談し、引き合いに出した他の企業に関する話をした結果、労基署がその企業に照会したことから、その企業から内部情報の漏えいを理由に損害賠償請求を受けた。

上記①～④の行為は“医療行為”に該当しないと考えられます。

保険金額(支払限度額)と保険料

支払限度額 1 事故：1 億円／保険期間中：3 億円

自己負担額 なし

(保険期間 1 年、一括払)		+	オプション	
ご契約形態	年間保険料		勤務医包括※	
診療所 (1 施設あたり)	5,000 円		5,000 円	

・診療所：病床がない、もしくは 1 ～ 19 床の病床を有する医療施設

※勤務医師包括担保追加条項 (オプション)

医療施設が請け負った嘱託医の業務において、勤務医個人の賠償責任を名簿の備え付けを条件として無記名で包括的にカバーする追加条項です。

中途加入される場合の保険料

- 中途加入の場合、毎月末日学会口座に保険料着金分までで締切り、翌月 1 日午後 4 時から 2027 年 3 月 1 日午後 4 時までの保険期間となります。
- ご加入方法は銀行振込み (銀行窓口送金、ATM 機送金、インターネットバンキング送金) のみとなります。

申込日(締切)		2026/3/末	2026/4/末	2026/5/末	2026/6/末	2026/7/末	2026/8/末	2026/9/末	2026/10/末	2026/11/末	2026/12/末	2027/1/末
補償開始日		2026/4/1	2026/5/1	2026/6/1	2026/7/1	2026/8/1	2026/9/1	2026/10/1	2026/11/1	2026/12/1	2027/1/1	2027/2/1
補償終了日		2027/3/1										
ご契約形態	診療所	4,580 円	4,170 円	3,750 円	3,330 円	2,920 円	2,500 円	2,080 円	1,670 円	1,250 円	830 円	420 円
オプション	勤務医包括	4,580 円	4,170 円	3,750 円	3,330 円	2,920 円	2,500 円	2,080 円	1,670 円	1,250 円	830 円	420 円

保険金をお支払いできない場合は…

- ① 医療行為に起因する損害賠償請求
- ② 次に掲げるものの所有、使用または管理に起因する損害賠償請求
 - ア.自動車、原動機付自転車または航空機
 - イ.車両^(注)、船舶または動物(注)原動力がもっぱら人力である場合を除きます。
- ③ 故意または重過失による履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求
- ④ 嘱託医としての業務の履行の追完もしくは再履行、嘱託医としての業務の結果自体の改善もしくは修補または嘱託医としての業務に関する対価の返還に起因する損害賠償請求
- ⑤ 嘱託を受けていない間または嘱託が終了した後に被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求
- ⑥ 被保険者の支払不能または破産に起因する損害賠償請求
- ⑦ 被保険者の使用人が被保険者のためにその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求
- ⑧ 特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求
- ⑨ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求
- ⑩ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた口頭または文書もしくは図画等による表示に起因する損害賠償請求
- ⑪ 広告・宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償請求

など

事故が起こった場合は…

万一事故が発生した場合 (損害賠償請求がなされるおそれがある場合も含みます。)は、ただちに損保ジャパンまでご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

事故のご連絡先

■ 事故対応窓口 (事故に関するご連絡等)

損害保険ジャパン株式会社
(受付時間：平日午前 9 時から午後 5 時まで)
本店専門保険金サービス部 医師賠償保険金サービス課
〒160-8338
東京都新宿区西新宿 1-26-1 損保ジャパン本社ビル 23 階
電話：03 (3349) 5394

■ 平日夜間・土日祝日のご連絡先については

事故サポートセンター
(受付時間：平日午後 5 時から翌日午前 9 時まで / 土日祝日 24 時間^(注))
(注) 12 月 31 日から 1 月 3 日を含みます
電話：0120 (727) 110

ご注意

- ① 賠償責任を負担する事故が発生した場合には、損保ジャパンとご相談いただきながら、被害者との示談交渉をすすめていただくことになります。医師賠償責任保険でその事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。(保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。)
- ② 事前に損保ジャパンの承諾を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合があります。
- ③ この保険では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は、保険金のお支払対象となりません。

1. 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち損保ジャパンが指定するものをご提出していただきます。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、刑事弁護士費用に関する通知書 など
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	1. 他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など 2. 他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面 (写)、被害品明細書 など
④	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書 (写)、調停調書 (写)、和解調書 (写)、相手からの領収書、承諾書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など

(注 1) 事故の内容または損害の額および身体障害の程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
(注 2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

2. 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30 日以内に保険金をお支払いします。
ただし、以下の場合は、30 日超の日数を要することがあります。

- ① 公的機関による捜査や調査結果の照会
- ② 専門機関による鑑定結果の照会
- ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④ 日本国外での調査
- ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

・保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

3. 次の①から④までのいずれかの方法で保険金をお支払いします。

- ① 被保険者 (保険の補償を受けられる方) が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
- ② 被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
- ③ 相手の方が先取特権 (他の債権者に優先して支払を受ける権利) を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
- ④ 被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
保険法により③の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。
(注) 2010 年 3 月 31 日以前に発生した事故については、手続きが異なりますのでご注意ください。

ご 注 意

- この保険は一般社団法人 日本消化器内視鏡学会を契約者とする団体保険です。
 - ご加入の際には、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
 - 告知義務（ご契約締結時における注意事項）
 - (1)保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。
 - 【告知事項】
 - 【加入依頼書、付属書類等の記載事項すべて】 ※加入依頼書にご記載いただく内容については、正確に告知願います。
 - (2)保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項^(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
 - (注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入依頼書の以下の項目をいいます。①被保険者欄 ②この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約の有無 ③医師の日本医師会会員区分 ④診療所の経営形態(個人・法人・一人医師医療法人) ⑤診療所の有床・無床区分 など
 - 通知義務(ご契約締結後における注意事項)
 - (1)保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ*取扱保険代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。
 - ただし、その事実がなくなった場合は、ご連絡いただく必要はありません。
 - 【加入依頼書等の記載事項の変更】
- < 例 > ① 保険金額等ご契約内容を変更される場合 ② 個人立の診療所が法人立(一人医師医療法人を含みます。)の診療所に組織変更される場合 ③ 法人立(一人医師医療法人を含みます。)の診療所が個人立の診療所に組織変更される場合 ④ 診療所の無床・有床区分の変更 ⑤ 診療所の経営母体の変更 ⑥ 一般社団法人 日本消化器内視鏡学会を退会する場合 など

ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。
- ※加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱保険代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱保険代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。)
- (2)ご加入者の住所などを変更される場合にも、取扱保険代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。
 - (3)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
 - (4)重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 取扱保険代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱保険代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
- 損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- この保険はフーリングオフ(契約申し込みの撤回等)制度の対象ではありません。
- 診療所医師賠償責任保険は、賠償責任保険普通保険約款に医師特約条項および医療施設特約条項等をセットしたものです。
- 診療所サイバー保険は、業務過誤賠償責任保険普通保険約款にサイバー保険特約条項等をセットしたものです。
- 医師賠償責任保険(医師特約条項)では、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。)がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。
- ご契約を解約される場合には、取扱保険代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- この保険契約(診療所サイバー保険を除く)の保険適用地域は日本国内となります。

- 医師特約および医療施設特約については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎります。
- 診療所サイバー保険の保険適用地域は全世界となります。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(一般社団法人 日本消化器内視鏡学会)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。また、取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】
電話番号 03-4332-5241(全国共通) おかけ間違いにご注意ください。
受付時間：平日の午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・12/30～1/4は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)

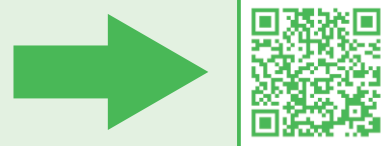
ライフサポート制度

所得補償プラン・傷害総合プラン

保険期間 2026年4月1日午後4時～2027年4月1日午後4時

- 毎月1日付でご加入できます!
- 対面のお手続き不要!
- 団体割引5%!

資料請求はこちら



がん保険・医療保険

保険期間 終身

- いつでもお申込みできます! ●対面のお手続き不要!
- 治療費以外のさまざまな費用にも備えることができるがん保険
- 入院・手術の費用を一生涯保障する医療保険

保険料
シミュレーション
できます!



詳しくは
こちらから

月々の給与をサポート!

引受保険会社:損害保険ジャパン株式会社

所得補償プラン

(所得補償保険)(団体長期障害所得補償保険)

最高月額600万円まで補償
(満70～89歳は月額200万円まで)
長期間収入補償するコースもあり!!

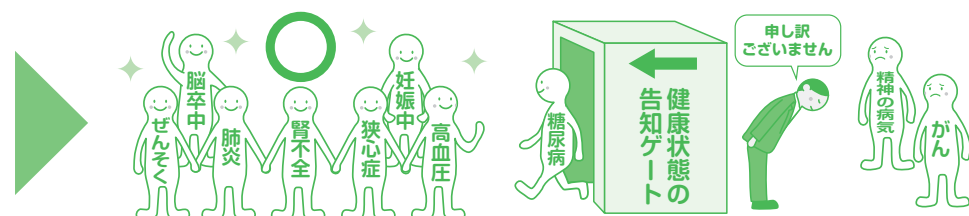
病気・ケガで働けなくなった
ときの収入減に備えて…

精神障害も
補償!!



所得補償プランの健康状態の告知イメージ図

持病のある方も
ご加入しやすく
なりました!



何歳でも加入できるケガの保険!

引受保険会社:損害保険ジャパン株式会社

会員 ご家族 従業員

傷害総合プラン

(傷害総合保険)

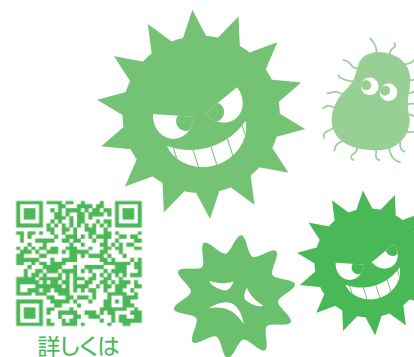
健康状態告知書不要
年齢、性別問わず同じ保険料



健康をサポートするがん保険 勇気のお守り

引受保険会社:SOMPOひまわり生命保険株式会社

がん保険



詳しくは
こちらから

がん診断給付型 終身がん保険(C3)(がん診断給付型)

がんと診断されたら…
まとまったお金で治療をサポート! (がん診断給付金)

- ポイント1 がん診断給付金200万円 回数無制限
(1年に1回限度) ※給付金額200万円の場合
- ポイント2 一生涯保障!

※がんに対する保障の開始(責任開始日)は、保険期間の始期の属する日から起算して3か月経過後となります。

健康をサポートする医療保険 健康のお守り

引受保険会社:SOMPOひまわり生命保険株式会社

医療保険



詳しくは
こちらから

医療保険 (MI-01) B型

入院と手術への保障に加え、オプション追加で
手厚く保障! (新三大疾病支払日数無制限特則)

- ポイント1 病気・ケガの入院は日帰り入院から保障
- ポイント2 新三大疾病※で入院した場合、
一回の入院日数を無制限に保障 ※オプション
(新三大疾病支払日数無制限特則)

※対象となる新三大疾病は「がん(上皮がん含む)」「心疾患」「脳血管疾患」

●ライフサポート制度(所得補償プラン・傷害総合プラン)は2025年8月時点での概要を説明したものです。詳細は、(株)カイトーHPから資料請求ください。

<引受保険会社> 損害保険ジャパン株式会社
団体・公務開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL:050-3808-5528
※電話番号が変更になりました

●お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況などによっては、ご契約をお引受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。このご案内は、商品の概要を説明したものです。詳細につきましては「商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

<引受保険会社>

SOMPOひまわり生命保険株式会社

〒100-8963 東京都千代田区霞が関3-7-3 損保ジャパン霞が関ビル
TEL:03-6742-3111(代表)

記入例

一般社団法人 日本消化器内視鏡学会 御中 申込日 年 月 日

診療所医師賠償責任保険 加入依頼書

＜個人情報の取扱について＞

保険契約者（一般社団法人 日本消化器内視鏡学会）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他の業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関わる詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp）をご覧ください。取扱い代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。
加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意の上ご加入ください。

加入者証送付先	会員住所		医療施設	
会員氏名	フリガナ	ガツカイ	タロウ	会員番号
	学会 太郎			
会員住所	フリガナ	トウキョウト	シンジュクク	ニシシンジュク
	〒 160-0023	東京都	新宿区	西新宿 ○-○-○
TEL	03-XXXX-XXXX		携帯TEL	090-XXXX-XXXX
性別	男 女	生年月日（西暦）	19××	年 × 月 × 日生
主たる勤務先病院・医院もしくは医療施設名				
名称	フリガナ	シンジュク	シンリョウジョ	
	新宿 診療所			
所在地	フリガナ	トウキョウト	シンジュクク	ニシシンジュク
	〒 160-0023	東京都	新宿区	西新宿 ○-○-○
TEL	03-XXXX-XXXX			
メールアドレス	XXXX@XX.com			
日本医師会 会員区分	A1会員	A1会員以外	非会員	
A1会員は「基本契約」のみご加入いただけます。基本契約は日本医師会の医師賠償責任保険の自己負担額を補完するための契約です。				
経営形態	個人	法人	一人医療法人	その他
有床・無床区分	無床	有床	(床)※19床以下に限ります。	

お申込内容をご記入ください。P.3のチャートをよくご確認ください、お手続きください。

加入日（毎月末日メ切 翌月1日補償開始）	2026 年 3 月 1 日			
1. 診療所医師賠償責任保険 Ⅰ．基本となる契約（医師賠償責任保険）	加入は○印	加入型		保険料
		医師特約	医療施設特約	
	○	300型	300型	133,904 円
Ⅱ．オプション				
①勤務医師包括担保追加条項	○	100型		23,057 円
②看護職賠償責任保険（包括契約）	○	K8型		8,440 円
2. 診療所サイバー保険	○	S4型		55,880 円
3. クレーム対応費用保険	○	プラン	300万	30,000 円
4. 産業医・学校医等囑託医活動賠償責任保険	○	勤務医包括	○	10,000 円
合計保険料				261,281 円

＜送付先＞ 取扱保険代理店

株式会社カイトー
FAX：03-3369-8851
MAIL：med-jges@kaito.co.jp



メールはこちら

振込先：みずほ銀行 東京中央支店
普通 1924608 日本消化器内視鏡学会
「カナ氏名+生年月日（西暦8ケタ）」で
お振込ください。

＜代理店使用欄＞

会員確認	入力	CHECK	修正	CHECK

一般社団法人 日本消化器内視鏡学会 御中

申込日 年 月 日

診療所医師賠償責任保険 加入依頼書

＜個人情報の取扱について＞

保険契約者（一般社団法人 日本消化器内視鏡学会）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他の業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関わる詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp）をご覧ください。取扱い代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。
加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意の上ご加入ください。

加入者証送付先	会員住所		医療施設	
会員氏名	フリガナ			会員番号
会員住所	フリガナ			
	〒			
TEL			携帯TEL	
性別	男 女	生年月日（西暦）	年	月 日生
主たる勤務先病院・医院もしくは医療施設名				
名称	フリガナ			
所在地	フリガナ			
	〒			
TEL				
メールアドレス				
日本医師会 会員区分	A1会員	A1会員以外	非会員	
A1会員は「基本契約」のみご加入いただけます。基本契約は日本医師会の医師賠償責任保険の自己負担額を補完するための契約です。				
経営形態	個人	法人	一人医療法人	その他
有床・無床区分	無床	有床	(床)※19床以下に限ります。	

お申込内容をご記入ください。P.3のチャートをよくご確認ください、お手続きください。

加入日（毎月末日メ切 翌月1日補償開始）	年 月 日			
1. 診療所医師賠償責任保険 Ⅰ．基本となる契約（医師賠償責任保険）	加入は○印	加入型		保険料
		医師特約	医療施設特約	
				円
Ⅱ．オプション				
①勤務医師包括担保追加条項				円
②看護職賠償責任保険（包括契約）				円
2. 診療所サイバー保険				円
3. クレーム対応費用保険		プラン		円
4. 産業医・学校医等囑託医活動賠償責任保険		勤務医包括		円
合計保険料				円

＜送付先＞ 取扱保険代理店

株式会社カイトー
FAX：03-3369-8851
MAIL：med-jges@kaito.co.jp



メールはこちら

振込先：みずほ銀行 東京中央支店
普通 1924608 日本消化器内視鏡学会
「カナ氏名+生年月日（西暦8ケタ）」で
お振込ください。

＜代理店使用欄＞

会員確認	入力	CHECK	修正	CHECK